

民法 正誤

ページ	該当箇所	誤	正
125	注意点等の欄13行目	他の債務者	他の債権者
130	不可分債権・債務の欄5行目	<不可分債権>	<不可分債務>
144	11行目	債務者に対して	債権者に対して
157	要物契約一番右の欄	消費貸借（書面でするもの以外）、使用貸借、寄託	消費貸借（書面でするもの以外）
	諾成契約一番右の欄	要物契約以外の典型契約	要物契約以外の典型契約、使用貸借、寄託
165	10行目	贈与を撤回	贈与の解除
	図下	Aは撤回できない	Aは解除できない
222	3行目	代襲相続とは、本来相続人となる者が、相続開始以前に死亡、相続欠格、相続廃除※3によって相続権を失った場合、その者の子・兄弟姉妹※4がこれを代襲して相続人となる制度である	代襲相続とは、被相続人の死亡以前に被相続人の子や兄弟姉妹が死亡、相続欠格、相続廃除※3によって相続権を失った場合、相続権を失った者の子がこれを代襲して相続人となる制度である * 欄外脚注4を削除

行政法 正誤

ページ	該当箇所	誤	正
365	下の表 1行目	法的受託事務	法定受託事務
441	欄外 用語3 2行目	有するものをいう。	有するもの以外のものをいう。

商法 正誤

ページ	該当箇所	誤	正
541	4-6-3 1 商行為の特則②2行目	である（514条、民法404条参照）。	（改正前514条）とされていたが、改正民法404条が変動制の法定利率を定め、商事債権についても改正民法404条が適用されることになったため、514条は削除された。

* 法改正により追加

一般知識等 正誤

ページ	該当箇所	誤	正
558	図 右側 法務省の下	一公安調査庁 一公安審査委員会	一公安調査庁 一公安審査委員会 一出入国在留管理庁